

議第8号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月3日提出

横浜市会議員

伊藤大貴	井上さくら	宇都宮充子
太田正孝	荻野慶子	杉山典子
藤田みちる	若林智子	

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正する

条例

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「場合は、」の次に「市会の議決を経て」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、必要と認めるときは、市会の議決をもってこれを減額することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

市長、副市長及び常勤の監査委員の退職手当について、市会の議決を経て支給することとし、また、その額を市会の議決をもって減額することができるものとするため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜粋）

〔

上段	改正案
下段	現 行

〕

（退職手当）

第9条 市長等が退職した場合は、市会の議決を経てその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職期間の月数（当該月数に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、必要と認めるときは、市会の

議決をもってこれを減額することができる。

- (1) 市 長 100分の60
- (2) 副市長 100分の46
- (3) 常勤の監査委員 100分の16

（第3項から第5項まで省略）